

小美玉市入札制度の一部改正について

小美玉市における入札制度について検討の結果、下記のとおり入札制度の一部改定を実施することとしました。

下記のとおり、平成 26 年度から入札制度の改正をお知らせします。

記

1 公共事業前払率の引上げ【平成 26 年 4 月 1 日から適用】

現行：請負代金額 1 千万円以上 5 千万円未満の場合 40%以内とし、
請負代金額 5 千万円以上の場合 30%以内とする。



改正：請負代金額 **5 百万円以上の場合 40%以内**とする。